

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	六〇
○地籍調査の成果について認証した件	六〇
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	六一
○落札者を決定した件	六一
○福島県公安委員会	六一
○警備業法の規定により医師を指定した件	六二
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により医師を指定した件	六二
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定により医師を指定した件	六二

告 示

福島県告示第七百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十一月十日から同年十二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。
三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年十一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
南会津町
- 二 成果の名称
南会津町高野の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

公 告

公告第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第233号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年11月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
3 D モーションキャプチャー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
25,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年9月12日

（入札用度課）

福島県公安委員会告示第65号

警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成15年福島県公安委員会規則第5号）第1条の規定により、次のとおり医師を指定した。

なお、警備業法の規定により医師を指定した件（平成15年福島県公安委員会告示第10号）は、廃止する。

平成29年11月10日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定した医師の氏名並びにその者が勤務する病院等の名称及び所在地

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地
矢部 博興	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地
熊倉 徹雄	公益財団法人金森和心会雲雀ヶ丘病院	福島県南相馬市原町区上町一丁目30番地

- 2 指定年月日

平成29年10月31日

（生活安全企画課）

福島県公安委員会告示第66号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成17年福島県公安委員会規則第5号）第1条の規定により、次のとおり医師を指定した。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により医師を指定した件（平成17年福島県公安委員会告示第7号）は、廃止する。

平成29年11月10日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定した医師の氏名並びにその者が勤務する病院等の名称及び所在地

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地
矢部 博興	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地
熊倉 徹雄	公益財団法人金森和心会雲雀ヶ丘病院	福島県南相馬市原町区上町一丁目30番地

- 2 指定年月日

平成29年10月31日

（生活安全企画課）

福島県公安委員会告示第67号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則（平成21年福島県公安委員会規則第6号）第1条の規定により、次のとおり医師を指定した。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法の規定により医師を指定した件（平成21年福島県公安委員会告示第33号）は、廃止する。

平成29年11月10日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
矢部 博興	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1

			項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
寺山 賢次	社会医療法人一陽会 一陽会病院	福島県福島市八島町 15番27号	
丹羽 真一	公立大学法人福島県 立医科大学会津医療 センター附属病院	福島県会津若松市河 東町谷沢字前田21番 地2	銃砲刀剣類所持等取 締法施行令第8条第 3号に掲げる病気に かかっている者
小野 常夫	メンタルクリニック 小野内科・心療科	福島県郡山市大町二 丁目15番2号	
小林 直人	医療法人湖山荘あず ま通りクリニック	福島県福島市栄町1 番28号	介護保険法（平成9 年法律第123号）第5 条の2に規定する認 知症である者
石原 哲也	公益財団法人星総合 病院	福島県郡山市向河原 町159番地の1	

2 指定年月日
平成29年10月31日

（生活安全企画課）